

大槌都市計画地区計画の決定（大槌町決定）

都市計画安渡津波復興拠点地区地区計画を次のように決定する。

名 称	安渡津波復興拠点地区地区計画	
位 置	岩手県上閉伊郡大槌町安渡一丁目、二丁目、三丁目 新港町、港町、大槌第21地割の各一部	
面 積	約 17.5ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、新たな産業集積の拠点として、町の基幹産業である水産業の6次産業化の推進や付加価値の高い生産構造への転換を目指すとともに、地場産業の育成と企業誘致を推進することで、地域の活性化及び雇用の維持・創出に寄与し、経済の再興の牽引役となる地区である。</p> <p>津波復興拠点整備事業の事業効果を維持増進させていくと共に、高台の住宅エリアとのつながりに配慮し、適切かつ合理的な土地利用等の誘導、規制を図り、良好な都市環境と魅力的な街並みの形成、安全・安心な空間形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>漁港関連施設の復旧を進め、従来と同様に工場・流通業務等が立地する産業系用地として再生する。また、水産加工業の再開と新規企業の誘致により、産業の相乗効果を図り、町の顔となる新たな基幹産業の集積地を形成する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の建替え等を通じて地区の目標とする市街地の形成を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地区の健全な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を定める。</li> <li>2. 地区の良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</li> <li>3. 災害時の防災性を確保するため、津波復興拠点整備事業の造成工事における竣工時の地盤面の高さを維持する。</li> </ol>
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	-

地区整備計画書

	地区の区分	地区の名称	安渡津波復興拠点地区 A	安渡津波復興拠点地区 B
		地区の面積	約 3.8 h a	約 13.7 h a
地区整備計画	建築物等に 関する事項	地区施設の配置及び規模	-	-
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、本地区計画に係る都市計画決定時において既に建築されているものについてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅</li> <li>共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋</li> <li>住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第 130 条の 3 に掲げる建築物。</li> <li>旅館、ホテル</li> <li>建築基準法別表第二（ち）第二号に規定する建築物、及び第三号に規定する建築物。</li> <li>建築基準法別表第二（わ）に規定する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。</li> <li>畜舎。ただし、ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で 15 m<sup>2</sup>以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。</li> <li>建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第二号に掲げる処理施設（産業廃棄物処理施設）</li> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第二条第六項各号に該当する店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物。</li> </ol>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、本地区計画に係る都市計画決定時において既に建築されているものについてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築基準法別表第二（ち）第二号に規定する建築物。</li> <li>建築基準法別表第二（わ）に規定する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。</li> <li>畜舎。ただし、ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で 15 m<sup>2</sup>以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。</li> <li>建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第二号に掲げる処理施設（産業廃棄物処理施設）</li> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第二条第六項各号に該当する店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物。</li> </ol>
		建築物の敷地面積の最低限度	-	-
		建築物等の高さの最高限度	-	-
		壁面の位置の制限	-	-

	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1. 建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、落ち着いた色調とし、周辺の環境と調和したものとす。</p> <p>2. 地盤面の高さは、津波復興拠点整備事業の造成工事竣工時の高さを維持する。</p>	<p>1. 建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、落ち着いた色調とし、周辺の環境と調和したものとす。</p> <p>2. 地盤面の高さは、津波復興拠点整備事業の造成工事竣工時の高さを維持する。</p>
	垣又はさくの構造の制限	-	-

「計画区域、地区整備計画区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

理由 安渡地区の津波復興拠点整備事業により整備された安全な市街地を維持・保全し、水産業を中心に新たな産業集積の拠点となる市街地を形成し、周辺市街地と調和のとれた良好な都市環境と街並みを形成するため、地区計画を決定する。